

令和4年度 第3回用瀬地域振興会議 議事概要

【開催日時】

令和4年10月13日（木）午後2時00分～3時30分

【開催場所】

用瀬町総合支所 3階第1会議室

【参加者】

出席委員 西川功美、平井育子、西村正雄、岸本仁志、前田勝美、八百谷和子、平木美千子
竹本真奈美、入江真知子、福山裕正、西村勝
以上11名（敬称略）

関係課 総務課公文書管理室、協働推進課、南地域工事事務所

事務局 片山用瀬町総合支所長、岡本副支所長、堀場市民福祉課長、坂本産業建設課長、
遠藤地域振興課課長補佐

傍聴者 2名

【次第】

- 1 開会
- 2 あいさつ
会長、支所長あいさつ
- 3 議題・報告事項等
- 4 各課事務連絡等

3 議題・報告事項等

（1）個人情報の保護に関する法律の施行に係る条例の整備について

（総務課公文書管理室）

資料1により、内容について説明。

（委員）

この条例整備の目的は、なるべく不開示情報をなくしていこうという内容が主になっていると理解してよろしいか。

（総務課公文書管理室）

個人情報保護が法律でも規定・運用されるので、本市の情報公開条例の不開示情報の条文も、法律に合わせていくこととなります。

情報公開制度は、「個人情報保護制度の情報公開」と「情報公開制度の情報公開」と二通り

あります。個人情報保護制度の情報公開は、自分の情報を市に対して開示を求める、例えば、過去に何か申請した書類をもう一度見たい場合などに請求を行います。若干違いはありますが、やはりこの二つの制度の整合性を図ることが市民にとってわかりやすいため、条文を合わせていくという考え方です。

(委員)

なかなか内容が難しく、分からない用語などもある。もう少しわかりやすくかみ砕いて説明していただくのが良いと思う。「こう変わりますよ」という資料をまた公開されると思うが。

(総務課公文書管理室)

はい、市民政策コメントについては終了しましたが、またご意見がありましたら、公文書管理室までお願いします。

(委員)

この法律と条例には差異があると思うが、法律と違ったとしても、条例は市の意見で自由に変わることができるのか。

また、デジタル社会の中で情報の拡散が懸念されるが、その辺の保護を念頭に置いて改正していくのが重要と思う。

(総務課公文書管理室)

「この部分は条例で定める」という規定が法律に入っており、それに基づいて条例を定めていくことが基本となります。

一方、「本市の職員がこういうふうな形で管理していきます」というような内部管理的なことは定めることができます。

制度の根幹部分は法律に全部入っているので、条例で定める事項は、手数料・開示請求の基準などの範囲に限られています。

安全管理については、条例でなく要綱や要領で定めていくこととなりますが、本市においては、例えばシステムの面でいうと、セキュリティ管理の徹底、研修をしっかりと行っていき、条文が守られているか監査を実施するといったような安全対策を行っています。引き続き個人情報が出ないように、しっかりと守っていきたいと考えます。

(2) 地区公民館の幅広い活用に向けた検討について

(協働推進課)

資料2により、内容について説明。

(委員)

以前から、同じ団体の利用でも、公民館によって対応に違いがあることがあり、基準が曖昧だと感じている。

使用料を払って良いから使わせていただきたいという思いがあり、良い方向になっている

と思うが、利用出来る団体の線引きというか、見極めが難しいと思う。

(協働推進課)

この意見は、公民館職員からも出てきております。

利用については、線引きがグレーだった部分はありました。文科省も「どんどん柔軟に使ってください」と言っていますが、なかなか市の体制が追いついていない状況でした。

民間に貸す場合の基準や使用料のルールがなかったので、今回整理をしていけたらと思っています。

また、民間に貸出す場合も、公民館という名前で安心して住民が来られるということがあります。例えば、民間が使いたい場合には、事前に協働推進課の方でその団体を登録して、登録名簿にある団体にはお貸しするというような工夫を考えていきたいと思っています。

今後情報を集めながら検討し、皆さんが安心して使っていただく環境を整えていきます。

(委員)

使用料の見直しについて、原則的に使用料は、市役所（支所）で払うということになるのか。また、利用した際の催し物で収益が出たときの扱いはどうなるのか。

(協働推進課)

お金のやりとりについてはこれから詰めていきますが、収益が出た場合のルールはしっかり作っていきます。

まちづくり協議会が利用される場合、収益の出ない利用だったら今までどおり無料で使えますし、収益が出る場合、利用料を払って残った分は活動費に回すことも出てくると思います。

また、お金のやりとりは、土日の利用も出てくると思います。できれば、公民館職員の負担にならないような形として、市役所が納付書を発行する形で出来たらと考えています。

(委員)

公民館職員の労働過多にならないよう、配慮をお願いしたい。

(委員)

地元住民が参加されるような事業で公民館施設の貸出しはできるが、備品等の貸し出しはできませんということがあった。指針として、備品の外への貸し出しも配慮した考え方をに入れていただければと思う。

(協働推進課)

公民館や地区によっては、地域の備品を置いているところがあり、部屋の貸出しは良いけれども、備品は地域の物だから貸せないということも出てきています。そういったことの線引も考えていく必要があると思っています。

ただ、当然公民館の備品については使っていただける形となるよう、今後1年ぐらいかけて整理していきたいと思っています。

(3) 中橋撤去工事について

(南地域工事事務所)

資料3により、内容について説明。

(委員)

資料、工事平面図の赤く塗ってある部分に、別府から出ている農業用水の排水口があるが、そこはどうか。結構水量がある。

(南地域工事事務所)

仮設管を設置して排水するように考えています。

(委員)

工事中において、懸念することが3点ある。

- ① 川については3月の出水時は大丈夫か。
- ② 破碎撤去の工事だが、騒音・振動と、雑橋の歩行者への破片飛散の心配はないか。
- ③ 工事途中で年度が変わるが、工事中断の間の安全策はどうなっているか。

(南地域工事事務所)

- ①について、過去6年間の施工時期の水量に基づき、大型土嚢の高さを決めており、その水量が十分流せる断面にしています。
- ②について、騒音や飛び散りが少ない工法等を頭に入れながら施工に向かいます。ただ、どうしても雑橋の方に破片が飛ばないとは言い切れないので、一時的に通行止めさせていただくことを予定しています。
- ③について、工事の期間外は、国道側の方にバリケードを置いて、歩行者や車両が誤って入ってこられないようにさせていただきます。

(委員)

工事中は、かなりホコリも舞うと思う。流しびなの館の対岸側にも商業施設があり、その辺の対策もお願いしたい。

また、3月頃はかなり水量も増える。昨年頃に中洲の土砂撤去もしてあるので心配ないと思うが、その辺も注意していただきたい。

(委員)

雑橋は通学路になっていますので、その辺り、十分留意して工事をしていただきたい。

(南地域工事事務所)

防塵対策については、普通の取り壊し工事のように、どんどん壊して粉塵が舞い上がるような工法ではありませんが、もし粉塵が舞う場合には対策を行うことを頭に入れながら、施工を行います。

(委員)

中橋は、全部撤去するものと思っていたが、右岸側だけ残すのはなぜか。

(南地域工事事務所)

6月から10月の出水期は河川内の工事が出来ないことから、工程的に半分しか工事が出来ないためです。残りは翌年度に行う予定です。

(委員)

近年、異常気象があるが、大水が出たときは大丈夫か。

(南地域工事事務所)

過去6年間の施工時期の最大水量から仮設内容を考えており、この工事により川が堰き止められるようなことはないと考えています。

(4) 地域振興会議のあり方について

(事務局)

資料4により、今後の検討のすすめ方について説明。

4. 各課事務連絡等

- ・旧社保育園の活用について説明
- ・10月23日(日)開催の「ふれあいまつり」「鳥取市南地域ふるさとマルシェ」について案内

5. 次回日程について

今回は、南ブロック(河原・用瀬・佐治)合同会議
11月29日(火)午後2時から用瀬保健センターで開催予定。

6. 閉会